

力ロンホールディングス株式会社による  
株式会社マンダム(証券コード:4917)の株券等に対する  
公開買付けに係る2025年12月15日付公開買付届出書  
の訂正届出書に関する補足説明資料

2025年12月15日

本資料は、力ロンホールディングス株式会社が2025年12月15日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書(以下「本訂正届出書」といいます。)に関し、補足説明を提供することを目的として作成されたものであり、本資料と本訂正届出書との間に齟齬が存在した場合には、本訂正届出書が優先するものとします。なお、本資料において使用する定義語は、別意に解釈すべき場合を除き、本訂正届出書における定義と同一の意味を有するものとします。

# 2025年12月15日付提出のカロンホールディングス株式会社による 訂正公開買付届出書の概要

## ① 対象者に対する第三者候補による意向表明書の提出及び対象者の意見

対象者は、第三者から、2025年12月10日付で対象者株式の非公開化に関する法的拘束力を有しない意向表明書を受領

対象者は、2025年12月4日開催の対象者取締役会において決議された意見 / 立場(本公司買付けに対する意見:賛同、本公司買付けへの応募推奨 / 非推奨の立場:中立の立場)に変更はない。

今後、第三者候補者提案取引が実現可能性のあるものであるかなどについて慎重に検討していく予定とのこと

## ② 第三者候補による意向表明書に記載された前提条件

第三者候補者による第三者候補者提案取引公表の前提条件や公開買付け開始の前提条件が複数設けられており、かつ、2025年12月10日時点では金融機関からのコミットメントレターは提出されていないとのことであり、公開買付者としては、第三者候補者提案取引の実現可能性(実際に公開買付け(第三者候補者提案)が開始されるのか否か、いつ開始されるのか)に疑義があるものと考えております

## ③ 本公司買付け期間の変更

公開買付者は、2025年12月15日現在、追加の公開買付期間の延長を行うことは予定していないことに加えて、本公司買付けが不成立になった場合に再度公開買付けを実施することは検討しておらず、仮に本公司買付けが不成立となり、第三者候補者提案取引も実施されない場合には、対象者の株主の皆様が本公司買付価格以上で対象者株式を売却する機会を失う可能性があると考えております

本公司買付けは、第三者候補者提案取引と比較して、  
対象者の株主の皆様に対して早期かつ確実に合理的な売却機会を提供するものであると考えております

# ① 対象者に対する第三者候補による意向表明書の提出及び対象者の意見

対象者は、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を確保することを目的とした手続に参加している第三者から、2025年12月10日付で対象者株式の非公開化に関する法的拘束力を有しない意向表明書を受領

## 第三者による意向表明書の内容

第三者による予定買付価格	本公開買付価格(2,520円)を上回る価格レンジ
第三者候補者による公開買付け 想定スケジュール	<u>公開買付けの終了 / 決済の開始日は2026年3月中旬から3月下旬になる予定</u> ※本想定スケジュールについてはあくまで2025年12月10日時点における予定であり、 <u>第三者候補者における更なる検討、対象者との協議・交渉の結果その他の理由により変更される可能性がある旨</u> が記載されている
第三者による公開買付けに係る 資金調達	2025年12月10日時点では、 <u>金融機関からのコミットメントレターは提出されておらず、金融機関 2行から第三者候補者提案取引のための融資に参加することについて関心を有している旨又はかかる融資を行うことにつき検討を進める意向がある旨の法的拘束力を有さない融資関心表明書が提出されているのみ</u>

対象者は、2025年12月4日開催の対象者取締役会において決議された意見 / 立場(本公開買付けに対する意見:賛同、本公開買付けへの応募推奨 / 非推奨の立場:中立の立場)に変更はない。

また、対象者は、今後、第三者候補者との協議ややり取りを行うことなどにより、第三者候補者提案取引が対象者の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであるか、また、第三者候補者提案取引が実現可能性のあるものであるかなどについて慎重に検討を行っていく予定のこと

## ② 第三者候補による意向表明書に記載された前提条件

下記の通り、第三者候補者による第三者候補者提案取引公表の前提条件や公開買付け開始の前提条件が複数設けられており、かつ、2025年12月10日時点では金融機関からのコミットメントレターは提出されていないことであり、公開買付者としては、第三者候補者提案取引の実現可能性(実際に公開買付け(第三者候補者提案)が開始されるのか否か、いつ開始されるのか)に疑義があるものと考えております

### 第三者による第三者候補者提案取引公表の前提条件

① 対象会社取締役会における 賛同意見表明決議	対象者取締役会において公開買付け(第三者候補者提案)に賛同する旨の意見表明に係る決議が行われており、それが撤回されていないこと
② 第三者候補者のファンドの 投資委員会における承認	<b>第三者候補者のファンドの投資委員会における承認が得られていること</b> →現時点では、法的拘束力のある提案を行うための社内承認が完了していない状況
③ 対象者の重要事実の公表	対象者に係る業務等に関する重要事実(法第166条第2項)で対象者が公表(同条第4項)していないもの、又は、対象者の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実(法第167条第2項)で公表(同条第4項)されていないものが存在しない

### 第三者による公開買付け開始の前提条件

① 対象会社取締役会における 賛同意見表明決議	対象者取締役会による公開買付け(第三者候補者提案)に賛同する旨の意見表明に係る決議が変更又は撤回されていないこと
② 第三者候補者提案取引を 制限又は禁止する訴訟等が 無い旨の確認	第三者候補者提案取引を制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も司法・行政機関等に係属しておらず、第三者候補者提案取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等もなされておらず、かつ、これらの具体的なおそれもないこと
③ 対象者の重要事実の公表	対象者に係る業務等に関する重要事実(法第166条第2項)で対象者が公表(同条第4項)していないもの、又は、対象者の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実(法第167条第2項)で公表(同条第4項)されていないものが存在しないこと
④ 国内外の競争法及び対内 直接投資等のクリアランス 取得完了	<b>国内外の競争法並びに国内外の対内直接投資に係る法令に基づく必要な手続及び対応につき、法令上の待機期間が存在する場合における当該待機期間の満了、及び、司法・行政機関等の判断等が必要な場合におけるその取得がすべて完了していること</b> 、又は、公開買付け(第三者候補者提案)の公開買付期間の末日までに当該期間が満了し、当該取得がすべて完了することが、合理的に見込まれると、第三者候補者が判断していること

### ③ 本公司買付け期間の変更

本公司買付けは、第三者候補者提案取引と比較して、対象者の株主の皆様に対して早期かつ確実に合理的な売却機会を提供するものであると考えております

#### 公開買付け期間

- ・ 変更前: 2025年9月26日(金)から2025年12月18日(木)まで(57営業日)
- ・ 変更後: 2025年9月26日(金)から2026年1月5日(月)まで(64営業日)

※1: 対象者が第三者候補者から2025年12月10日付意向表明書を受領した旨が公表されたことを受けて、訂正届出書を提出する必要が生じた為、公開買付け期間を10営業日延長するものです

#### 第三者候補者提案取引の実現可能性に対する疑義

前頁に記載の通り、第三者候補者による第三者候補者提案取引公表の前提条件や公開買付け開始の前提条件が複数設けられており、かつ、2025年12月10日時点では金融機関からのコミットメントレターは提出されていないとのことであり、公開買付者としては、第三者候補者提案取引の実現可能性(実際に公開買付け(第三者候補者提案)が開始されるのか否か、いつ開始されるのか)に疑義があるものと考えております

#### 本期間延長以降の期間延長予定はなし

本期間延長により、公開買付期間は合計で64営業日となることとなり、任意に延長が可能な公開買付期間である合計60営業日を既に上回っていることから、公開買付者は、今後、法に基づく義務が生じた場合を除き、追加の公開買付期間の延長を行うことは予定しておりません

#### 株主の皆様の売却機会喪失の可能性

公開買付者は、2025年12月15日現在、本公司買付けが不成立になった場合に再度公開買付けを実施することは検討しておらず、仮に本公司買付けが不成立となり、第三者候補者提案取引も実施されない場合には、対象者の株主の皆様が本公司買付価格以上で対象者株式を売却する機会を失う可能性があると考えております

## ディスクレーマー

本資料は、本訂正届出書を補足するための資料であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本資料は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本資料(若しくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本資料の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は默示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は默示的に示された予測等が結果的に正しくなることを約束することはできません。本資料の中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手續及び基準は、米国における手續及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手續及び基準に沿ったものではありません。本公開買付けに関する全ての手續は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者及びその関連者(対象者を含みます。)並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。